

総務産業建設常任委員会

11月22日に上程された下記議案は、総務産業建設常任委員会に付託され12月12日に審議した。
また、特定のテーマを設定し調査研究を行った。

付託議案

●議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例

増加する業務量に対応するため、定数を見直し24人増加する。
町長部局 144人→163人、教育委員会部局 50人→55人
議会事務局 増減なし

Q 定数の増により、すぐに人員を増加するのか。

A 定数の上限を変更するものであり、一気に定数まで増すものではない。定年延長を見据えて計画的に採用していく。

Q 人件費の増加が予算への負担となるがどう考えているか。

A 人件費は町の一般財源で支出。年度毎に必要な人員配置、業務の見直し等、行政改革を実施していく。

付託議案の採決 討論はなく、全員賛成で認定することに決定した。

調査研究

●防災の情報伝達、防災施設や避難所の状況

近年、災害が全国各地で発生しており、その被害も甚大化している。本町においても南海トラフの地震災害が懸念されるなか、町の防災の取り組みについて、情報伝達や避難所等状況を中心に調査研究を行った。

Q 町の公式ラインで防災情報を提供しているが、多くの住民に公式ラインを周知していく必要があるのではないか。

A 人口に対する登録率は高いが、最近の登録は微増。出前講座や区長総代会などで、さらに周知を図っていききたい。

Q 防災倉庫には何日対応できるだけの備蓄品を保管しているのか。

A 食品については、1万食程度。住民にも数日の食料のストックをしてもらい災害に備えていただきたい。生活物資については、愛荘町の立地上、1日～2日で道路等のライフラインが復旧すると想定しているが、国の交付金等も要望しながら生活物資を整備していきたい。

Q 備蓄している食品の賞味期限切れによる廃棄はどうしているのか。

A 賞味期限が近い防災食は、地域で実施する防災出前講座で配布し、試食していただいたり、小学校で実施される防災授業にも防災食を提供している。またフードドライブとして福祉施設に提供するなどフードロスの削減と備蓄品の有効利用に努めている。



防災備品(仮設トイレ)

賛否が分かれた議案

(※議長は採決に加わっていません。)

○賛成 ×反対

議案番号	件名	久保田正利	小菅久宣	中川喜代和	澤田源宏	村西作雄	村田定	上田太治	高橋正夫	外川善正	河村善一	瀧すみ江	竹中秀夫	辰巳保	森野隆	議長結果	議決日
議案第73号	令和6年度愛荘町一般会計補正予算(第7号) ※質疑の内容は下段の補正予算 PICK UP! のとおり	○	○	○	退席	退席	○	×	○	○	○	×	○	×		可決	12月10日
議案第74号	令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×		議長	
議案第67号	愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例 ※質疑内容はP11のとおり	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		可決	12月20日
意見書第1号	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○		否決	
議提第17号	愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×		可決	

補正予算

令和6年度愛荘町一般改正補正予算(第7号)

PICK UP!

小集落地区改良工事紛争審査会弁護士委託料

107万9千円

小集落地区改良工事において、町が契約約款上の任意解除権により契約解除したことに伴い、事業者より滋賀県建設工事紛争審査会へ調停申請が提出されたため、調停の代理人を顧問弁護士に委任するための委託料を計上。

Q 紛争審査会の対応に代理人としての弁護士がなぜ必要なのか。

A 法律的技術的争点が高い調停に対する対応であるため、専門的知識を持っている弁護士にお願いするもの。

Q 契約解除ではなく、変更契約という対応をなぜしなかったのか。

A 一般的な変更契約は工事をすすめるなかで、当初予測できなかった状況が起こり、設計書の中に含まれていない場合にされるもの。今回は、当初から認識していたが、町の対応が不十分であったまま発注してしまったため、変更契約をすべきものではないと判断し契約解除を行った。

Q 契約解除に至った発端は、行政に非があったのではないのか。

A 2回目の入札後に不法投棄やごみの燃え殻について指摘があり、町が燃え殻等の処分を行ったが、完全な処分が出来ていないまま入札を行った。入札前に不法投棄焼却灰の処理ができていなかったことが、今回の契約解除に至った発端。関係課が複数にわたり連携が不十分であったことが、ミスにつながった。事業者に謝罪とご理解をお願いをしている。町としては、早期に円満に解決し、早期に事業を進めたいと考えている。

Q 紛争審査会にいくまでになぜ和解の道を探らなかったのか。

A 今回の契約解除は町の任意解除権に基づくもので、事業者の合意が必要なものではない。歩み寄るための条件を持っていないため、和解するための話し合いはできない。